

流山市景観条例の一部を改正する条例（案）の概要説明資料

1 本条例の一部を改正する背景及び趣旨

流山市広告物条例の制定を受けて、流山市広告物条例第11条第1項第1号若しくは第2号の規定による許可申請、又は同条例第32条第1項による届出行為を行おうとするものに対し、その内容について流山市景観条例第11条の規定による事前協議書を提出するよう義務付けることから、同条第1項の規定を改めます。これに伴い、関連する同条例第12条及び第13条の一部を改めるよう、「流山市景観条例」の一部を改正するものです。

2 改正の概要

条例第11条の一部改正

本条例第11条第1項の規定する事前協議対象を下記のとおり、第1号及び第2号に分けて、第2号に流山市広告物条例第11条第1項第1号若しくは第2号の規定による許可申請、又は同条例第32条第1項による届出行為を行おうとするものに対しても、事前協議書を提出義務付けるよう改めます。

（事前協議書の提出）

第11条 次に掲げる行為を行おうとする者は、当該行為を行おうとする30日前までに、その内容について、市長に事前協議書を提出しなければならない。

（1）法第16条第1項又は第2項の規定による届出

（2）流山市広告物条例（平成31年流山市条例第 号）第11条第1項第1号若しくは第2号の規定による許可申請又は同条例第32条第1項による届出

条例第12条の一部改正

の条例第11条の一部改正に伴い、同条を引用していた第12条の一部を従前のおりの手続きとするよう改めます。

（協議）

第12条 市長は、前条の規定による事前協議書の提出があったときは、その

内容について法第8条第3項に規定する景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に基づき協議を行わなければならない。

条例第13条の一部改正

本条例による助言、指導及び勧告を、流山市広告物条例に基づく行為により事前協議書を提出するものに対しても行えるよう、第1号と第2号に分けて、第2号に屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限を追加するよう改めます。

(助言、指導及び勧告)

第13条 市長は、第11条の規定による事前協議書の提出がないとき、又は同条の規定による事前協議書の提出があった場合において、その内容が景観計画で定める次の各号に掲げる制限のいずれかに適合しないと認めるときは、その事前協議書の提出をしなかった者又は事前協議書の提出をした者に対して、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

(1) 良好な景観の形成のための行為の制限

(2) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限